

令和 6 年 10 月 10 日
植 物 防 疫 所

オマーンにおけるウリミバエの発生情報に基づく輸入検疫措置の実施 (継続) について

先般、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の 4 項に規定されているウリミバエについて、対象地域として規定されていないオマーンにおける発生を示す情報が得られました。

我が国はオマーン側に対し、同国におけるウリミバエ発生状況や防除の実施状況等に関する詳細な情報を令和 6 年 8 月 31 日までに日本側に提供するよう要請し、期限までに情報提供がなかった場合には、同年 9 月 1 日以降、ウリミバエの寄主植物に対する検査証明書の発給停止を要請する旨の書簡を令和 6 年 7 月 18 日に発出しました。

これに対して、オマーン側からは令和 6 年 9 月 2 日付け書簡により情報提供があり、その内容を検討した結果、我が国は同国全体をウリミバエの発生国であると判断しました。

このため、引き続き令和 6 年 9 月 1 日以降にオマーンから輸入されたウリミバエの寄主植物の輸入検査においては、下記により対応を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 対象植物

オマーン産のウリミバエの寄主植物（規則別表 2 の 4 項で規定されている植物）

2 輸入検査

令和 6 年 9 月 1 日以降に同国から発給された検査証明書を添付した対象植物が輸入された場合、当該証明書は植物防疫法（昭和 25 年 5 月 4 日付け法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に適合しないものとし、法第 9 条第 2 項により廃棄を命ずる。

○ ウリミバエの寄主植物（植物防疫法施行規則 別表 2 の 4 項）

https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2

○ SPS 緊急通報（令和 6 年 9 月 9 日付け通報）（G/SPS/N/JPN/1276）

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NJPN1276.pdf&Open=True>